

2026 年 9 月 25 日
適格消費者団体
特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 様

アセット・コレクションズ・ジャパン株式会社
事業情報部

回答書

貴会からの 2026 年 6 月 4 日付け申入書（以下「6 月 4 日付け申入書」といいます。）について、以下のとおり回答いたします。

1. 申入れの趣旨 1（6 月 4 日付け申入書第 1.1）について

（1）貴会のご主張

貴会は当社の提供する定期購読サービス契約（以下「本件契約」といいます。）において、当初予定している号数を延長（以下「本件延長」といいます。）する場合におけるオプトアウト方式の採用に関し、最終確認画面で、「・いつでも解約可能な定期購読は、お客様からの解約の申し出がない限りは継続するものとみなします。なお、当初予定していたシリーズは事前に告知していた号数で完結いたしますが、お客様からの強い要望が多い場合、延長をする可能性がございます。延長の場合は、事前に告知し、延長をしないお客様は延長前に解約が可能となります。」（以下「本件オプトアウト条項」といいます。）との記載をしていることが、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項」（以下「第一要件」といいます。）であり、「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」（以下「第二要件」といいます。）といえるため、消費者契約法第 10 条に違反する旨をご主張されています。

（2）当社の回答の要旨

ご指摘の点については、たしかに、本件オプトアウト条項は、消費者が意思表示をしない限りは契約が自動更新されることとなりますので、第一要件を充足する可能性はあると考えられます。

しかしながら、本件オプトアウト条項については、少なくとも第二要件は充足しないものと考えております。

なお、ご参考まで、消費者庁が公表する消費者契約法に係る逐条解説（以下「逐条解説」

といひます。) ¹ においても、「商品の定期購読契約等においては、往々にして、契約期間終了前の一定期間に当事者双方から特段の申入れがなければ自動的に同一の条件で契約が更新される旨の契約条項が設けられている。このような自動更新条項も、形式的にはこの例示に該当する契約条項ということになるが、その契約の内容等にもよるものの、そのような契約条項の中には、煩瑣な手続を回避することができるという点で消費者にとって便利であり、更新により消費者が受ける不利益も小さいと評価できるものも多く、第二要件を満たさない（無効とされない）場合も多く存在すると考えられる。」（逐条解説 170 頁）とされています。

このように、本件契約のように、商品の定期購読契約等においては、第一要件を充足することは一般にあり得るにせよ、第二要件を満たさない場合も多く存在するとされています。

（３）第二要件の検討

ア 第二要件に係る貴会のご主張の分析

そこで、第二要件についての貴会のご主張を確認させていただきたいところですが、申入れの趣旨 1 に係る申入れの理由が記載された 6 月 4 日付け申入書第 2, 1 では、第一要件と第二要件が峻別されずに述べられていることから、貴会がどのようにお考えを前提に、第二要件を充足していると評価しているのか当社は明確に理解できておりません。

推察するに、6 月 4 日付け申入書第 2, 1 (1) はその末尾において、「オプトアウト方式を採用することやその具体的方法については、消費者から個別に同意をとっておりません。」とされ、同 (2) 第一段落では、「貴社が延長と称する号数の定期購読サービス契約について、消費者からの申込みがあったと評価できる事情とはいえません。」とされ、また、同 (3) 第一段落では「〔当社中：本件オプトアウト条項は〕貴社から消費者へ号数限定型商品の定期購読サービスの途中で、延長と称する商品に関する定期購読サービスの案内をしたことに対し、消費者がそのサービス開始前に解約手続をとらなかった場合、消費者から申込あるいは承諾をしたものとみなす規定といえます。」とされているところ、これらは消費者による個別の同意を取ることなく、本件契約を自動更新することに着目して、「消費者から申込あるいは承諾をしたものとみなす規定」であるのご主張（以下、これらのご主張を総称して「個別同意の欠落」といひます。）であると理解できますので、これらは主として第一要件について述べられたものであると考えられます。

他方、残りの部分である同 (2) 第二段落では「追加号数と元の商品とは関連性があるとはいえない旨が述べられるとともに、同 (3) 第二段落では「号数限定型商品と貴社が延長と称する商品とは、別個独立のものであり、消費者からすれば、貴社が延長と称する商品につき、相当の期間、経済的負担を伴う定期購読を強いられることとなります。」とされている

¹ 消費者契約法第 10 条につき以下の URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system_cms203_230915_17.pdf

ことからしますと、第二要件に関する貴会のご主張は主にこれらの点（あるいはこれに加えて貴会主張の個別同意の欠落があること）であると推察しております。

イ 第二要件に係る貴会のご主張に対する当社の見解

そのため、この点について、当社の意見を申し上げますと、まず、「追加号数と元の商品とは関連性があるとはいえ」ないという貴会のご主張の理由は不明瞭ではありますが、関連性があるといえるかどうかは、その商品の具体的な内容や、消費者に不利益が及ぶかどうかが重要であることからしますと、これを購入する消費者の属性等に鑑みて総合的に判断すべき内容です。

当社が販売している本件契約に係る商品は、数十号から 100 号を超える号数にわたって購入し続けることによって 1 つの作品を作り上げるものですので、個々の商品についていえば、いわば万人受けする商品というわけではなく、数十号から 100 号を超える号数にわたって継続的に購読をする程度に当該商品分野に強い関心を有する方が消費者となっています。

そのような特定の分野に強い関心をお持ちである消費者に対して、同じ分野の極めて近接する商品の販売を継続しているものであり、本件延長に係る商品は、元々想定されていた商品と関連性を有する商品であることは明らかです。

また、貴会が主張する「消費者からすれば、貴社が延長と称する商品につき、相当の期間、経済的負担を伴う定期購読を強いられることとなります」は全くの事実誤認です。

本件延長については、十分な周知を行っているところではありますが（この点は以下で述べます。）、仮に消費者の中に、オプトアウトしなかった結果、意図せずに本件契約が自動更新されてしまった方がいた場合であっても、直ちに定期購読を解約していただくことは可能ですので、「相当の期間…定期購読を強いられる」ことはあり得ないことです。

また、このような場合には、当社は商品返品の手続きがあれば返金対応を行っておりますので「経済的負担を伴う定期購読を強いられる」ことも同様にあり得ないことです。

なお、これらの点については、従前、貴会からお問い合わせを頂いた際にもお答えしている内容です。

これに加えて、本件延長については、当社は十分な周知をしております。

貴会は、個別同意の欠落を主張されていますが、本件オプトアウト条項は、最終確認画面表示において明確に記載がなされていますので、これを前提に契約締結されていることからしますと、本件延長があり得ることを含めて契約の内容となっていることは明らかです。

また、実際に本件延長がなされる場合には、本件契約を締結している消費者に対して、2 か月前には本件延長に係るリーフレットを同封しておりますし、電子メールでの周知も 4 回にわたり行っております。

ウ 小括

以上のとおり、十分な周知を行った上で、消費者の属性等に鑑みて関連性があるといえる商品についてのみ本件延長を行っているに過ぎないほか、意図せずに本件延長がなされた消費者に対しては、返金対応も行っております。

実際に本件延長に関心を有する消費者も多数いらっしゃる、そのような消費者において煩瑣な手続を回避することができるというメリットがある一方で(このようなメリットは逐条解説でも述べられていることは上記のとおりです。)、消費者に不利益が生ずる可能性は限られていることからしますと、消費者の利益を一方的に害しているとは評価できず、第二要件は満たさないものと考えます。

当社としては以上のとおりであると考えますが、消費者に今まで以上に本件延長が正確に、かつ、確実に伝わるよう、延長告知のリーフレットを同梱する際に、商品の外箱の上にリーフレットを配置するとともに、大きなシールを張ることで、リーフレットを確実に消費者にお読みいただけるようオペレーションを変更しました。

(4) まとめ

当社の回答は以上のとおりですが、貴会からのご指摘も踏まえて、上記のとおりリーフレットの配置について変更するとともに、引き続き、十分な周知が行われるよう、本件オプトアウト条項の記載方法等については当社としても検討をするとともに、万が一、意図せず本件延長が行われた消費者がいる場合は、返金対応を含めて、より丁寧な対応をするよう取り組んでいく所存です。

2. 申入れの趣旨2について

貴会は本件契約に係る最終確認画面で、「・また、商品の品質には十分注意を払っておりますが、万一パーツの破損や不足などがございましたら、お客様サービスセンターまでお早めにご連絡ください。なお、各号の発売日より3ヵ月を過ぎてからのお問合せには一切ご対応しかねますので、予めご了承下さい。」との記載をしていることに関し、当該条項中の第二文(以下「本件なお書」といいます。)が、民法上認められる契約不適合期間が短期間であることから、消費者契約法第10条に違反する旨をご主張されています。

本件なお書は、貴会が主張されているとおり、民法上認められる契約不適合期間が短期間であることから、消費者契約法第10条に係る第一要件を充足する可能性はあると考えられます。

しかしながら、本件なお書は、第二要件を充足しませんので、消費者契約法第10条には抵触しないものと考えます。

この点については、貴会が第二要件についてどのようにお考えであるか不明瞭ですが、本

件契約に係る商品は、数十号から 100 号を超える号数にわたって購入し続けることによって 1 つの作品を作り上げるものであり、次々とパーツが送付され、作品を組み上げることが前提となっている商品であることから、パーツの破損や不足等があった場合に、消費者において、3 か月以内にパーツの破損や不足等を把握できないということが通常想定し難いことから、仮に 3 か月との制約を設けたとしても、消費者に生ずる不利益は限定的です。

また、実際には、3 か月を超えたお申出であっても、当社が対応可能な限りでは、パーツの交換等には応じております。

一方で、貴会のご指摘のように、内容によって 5 年、10 年の期間、契約不適合責任を当社が負うということになりますと、例えば、商品の製造に係る委託先に対して、当該期間、必要となるパーツを製造できる体制を維持していただく必要が生じたり、仮にそのような体制を維持しない場合には、当社において契約不適合責任違反を避ける観点から、過剰な在庫を保持しておかなければならなくなるなど、多額の費用が生じ得ることから、本件契約について、現在の価格を維持することは困難であり、このことは、ひいては消費者の不利益になり得るものです。

このように、契約不適合責任を一定期間に限定するからこそ、現在の価格で本件契約を締結していただけるという関係にあり、かつ、本件契約により提供される商品を、本来想定されている方法によりご利用いただく限りは、十分な契約不適合期間が維持されていることに鑑みますと、本件なお書は、消費者の利益を一方的に害するものとまではいえず、第二要件は充足しないものと考えます。

当社としては以上のとおりと考えますが、貴会のご指摘を踏まえ契約不適合責任の期間を 1 年に変更をすることを前向きに検討をさせていただくこととしました。

また、申入れの趣旨 1 と同様、本件契約の内容について、消費者に十分にご理解いただいた上でご契約いただけるよう、情報の周知に努めていく所存です。

